

## 第 2 回 債務調整等に関する調査研究会

### 【開催日時等】

開催日時：平成 20 年 7 月 24 日（木）10：30～12：00

場所：総務省 8 階 第一特別会議室

出席者：宮脇座長、赤井構成員、跡田構成員、泉澤構成員、井手構成員、大西構成員、木村構成員、辻構成員、中島構成員、沼尾構成員、橋本構成員、菱田構成員

久保自治財政局長、岡本審議官、細田審議官、平嶋財政課長、佐々木公営企業課長、高田財務調査課長他

### 【議題】

- (1) 資料説明
- (2) 意見交換

### 【配布資料】

資料 1 及び 2

### 【概要】

事務局より資料 1 及び 2 について説明

- ・ 損失補償契約と債務保証契約との限界が不明確ではないか。
- ・ 損失補償のひな型があって、実務的なガイドラインをつくれれば解決する問題かもしれない。
- ・ 損失補償制度を国が押しつけている例がある。総務省だけではなくて、国の特に事業系の官庁にも理解してもらう必要がある。
- ・ 損失補償の支払いには、自治法の 138 条の 2 の執行機関の誠実執行義務の規定に留意が必要ではないか。
- ・ 既存の損失補償契約について見れば、判例でも私法上の効力自体を否定されているものはない、処理に際して損害賠償請求される可能性もあるということになると、そこでヘジテートする可能性もある。早期に処理するときには何が起こるんだということを整理した方がいい。
- ・ 特定調停は和解していいかどうかという話だから、特定調停により免責されるものではない。一方で、任意の私的整理に比べて公的色彩を持っているという意味で有効。
- ・ 損失補償がついているものを特定調停にかけても、銀行はそこで債権放棄できるかというと、銀行の方の問題として、株主訴訟があるので難しいのではないか。
- ・ 特定調停をやった後、地方公共団体がまじめに対応しているかどうかというのが問題である。また、公社の場合には、どこでもずるずる引きずらざるを得ない問題であり、30

年間ぐらい借金を返すだけということも問題である。

- ・三セクというか、地方公共団体がやった事業の失敗というものを整理する組織を国のレベルでつくったほうがいいのではないか。
- ・特定調停利用のためのガイドラインのようなものがないと、二次破綻に繋がるのではないか。
- ・特定調停について、メリット、デメリット、データを市民や住民がチェックできるようなシステムにすることが重要である。
- ・三セクについては、本来金融機関からの借り入れによるガバナンスが働くはずなのに損失補償が付いているために、ガバナンスが働いていないという問題があるのではないか。
- ・特定調停自体は有効な方法だが、負債だけをカットして現状維持的になっているというケースが問題になっているのではないか。必要がないので清算をする、逆に公的色彩が強い地方の鉄道だとか公共施設は民間ベースでは成り立たないので公営化する。3つ目は完全に民営化する。この3パターン以外にどういうパターンがあり得るのかを研究する必要がある。
- ・三セクは全部失敗していると言ってもいいぐらいの認識をもつべきではないか。
- ・個人保証があるので、なかなか法的な整理をしたがらなかったということもあるのではないか。
- ・第三セクターとか公社について、まず一定レベルの検証と評価の整理を行い、その後、法的な問題、財務的な問題というところで詰めていく必要がある。
- ・金融機関の貸し手責任についても議論する必要があるのではないか。
- ・経営のノウハウみたいなのところに関しても支援するというような仕組みも考えていかななくてはならない。
- ・残すべきところをどう残すかというのが非常に重要である。だめなものをどうつぶすかという議論と残すべきものをどう残すか。国の責任というのも当然あるわけであって、そういう中で、経営状態がよくないからつぶすんだというのは非常に乱暴な議論である。